

# 日本教育政策学会会則

(名称)

第1条 本学会は、日本教育政策学会(The Japan Academic Society for Educational Policy)という。

(目的)

第2条 本学会は、学問の自由を尊重し、教育に関する政策（以下、「教育政策」という。）の研究の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- 一 教育政策に関する研究活動の推進
- 二 研究集会等の開催
- 三 研究委員会の設置
- 四 国際研究交流
- 五 他の学会等との研究交流
- 六 学会誌、学会ニュース、その他の出版物の編集・刊行
- 七 その他、本学会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本学会の会員は、本学会の目的に賛同し、教育政策又はこれに関係のある学問の研究に従事する者及び教育政策の研究に関心を有する者で、会員の推薦を受けた者とする。

2 会員は、会費を納めなければならない。

(役員および職務)

第5条 本学会の事業を運営するために次の各号の役員をおく。

- 一 会長
- 二 理事 30名以内

### 三 常任理事若干名

### 四 監査2名

2 会長は、本会を代表し、理事会を主宰する。会長に事故ある時は、理事会の推薦により常任理事の一人がその職務を代行する。

#### (役員選挙及び任期)

第6条 会長及び理事は、会員の投票により会員から選出される。

2 常任理事は、理事の互選により選出し、総会の承認を受ける。

3 監査は、会長が会員より推薦し、総会の承認を受けて委嘱する。監査は、会計監査を行い、総会にその結果を報告するものとする。

4 役員の任期は3年とする。

5 役員の再任は妨げない。ただし会長は連続して3期を務めることはできない。

6 理事に欠員が生じた場合、対応する選出区分における次点者をもって繰り上げる。この場合の任期は前任者の残任期間とし、一期と数える。

#### (事務局)

第7条 本学会に事務局をおく。

2 本学会の事務を遂行するため、事務局長1名、幹事及び書記各若干名をおく。

3 事務局長は、理事のなかから理事会が選任する。

4 幹事及び書記は、理事会が選任する。

#### (総会)

第8条 総会は会員をもって構成し、本学会の事業及び運営に関する重要事項を審議決定する。

2 定例総会は毎年1回開催し、会長が招集する。

#### (会計)

第9条 本学会の経費は会費、入会金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

2 会費（学会誌講読費を含む）は年間8000円（学生・院生は5000円）とする。

3 入会金は2000円とする。

4 本学会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第10条 本会則の改正には総会において出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(規程の制定)

第11条 本会則の実施に必要な規程は理事会が定める。

附則

1 本会則は1993年6月26日より施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、本学会創立時の役員は総会で選出する。

附則 本会則は2000年7月1日から施行する。

附則 本会則は2002年4月1日から施行する。

附則 本会則は2014年4月1日から施行する。